

アイヌ施策に係る公の施設使用等専門部会(第1回)議事概要

1 日時 令和8年6月12日(金)10時00分から12時00分まで

2 場所 札幌市役所本庁舎 14階3号会議室

3 出席者 綱森部会長、小倉委員、尾崎委員、館田委員、八代委員
札幌市：市民生活部長、アイヌ施策課長、アイヌ施策課企画係長ほか

4 議事の概要

(1) 専門部会の運営について(公開)

- ・事務局から、専門部会の設置目的、構成、運営ルール等について説明。
- ・議題(2)以降について、札幌市情報公開条例第21条ただし書の規定に基づき、委員の率直な意見交換や公正かつ円滑な議事運営の確保のため「非公開」とすることを部会で決定した。(傍聴人・報道関係者退室)
- ・部会長の指名により、尾崎委員を部会長代理に選任した。

(2) 本日の審議及びこれまでの経緯等について(非公開)

- ・事務局から、本日の審議内容及び、国・札幌市等のアイヌ施策の動き、過去の経緯等について説明し、専門部会内での共有を図った。

(3) 課題の共有・論点整理等について(非公開)

- ・現状の課題を共有し、専門部会で議論すべき主な論点として、地方自治法等の法令に基づく使用承認・不承認等の要件の解釈と適用の考え方及びガイドライン案の内容などについて過去の判例等の解釈を踏まえた意見交換を行った。(主な意見交換の焦点)
- ・表現の自由と他の基本的人権の侵害との比較衡量や外形的な混乱の程度の考え方等について
- ・憲法や国内法以外の国際人権法からのアプローチの可能性等について
- ・ガイドラインの範囲や方向性等について
- ・将来的な札幌市の対応や発信方法について

(4) 今後の審議(参考人ヒアリング)について(非公開)

- ・事務局から、第2回以降の専門部会において実施予定の参考人ヒアリングの目的と実施方法について説明し、ヒアリング対象分野及び対象者について決定された。
- ・次回以降の参考人ヒアリングについて、特定の個人への誹謗中傷を誘発する懸念が高く、委員の率直な意見交換や公正かつ円滑な議事運営を確保するため、「非公開」で行うことが決定された。